

平成 30 年 8 月 29 日

株主及び債権者各位

東京都千代田区外神田一丁目 8 番 13 号
マルマン株式会社
代表取締役 金 在昱

吸収分割公告

当社は、平成 30 年 8 月 28 日開催の臨時株主総会において、平成 30 年 10 月 1 日を効力発生日とする吸収分割により、マルマン H&B 株式会社（住所 東京都千代田区外神田一丁目 8 番 13 号）に対して健康食品関連事業に関する権利義務を承継させることを決議いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

記

1. この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。
2. 会社法第 785 条第 1 項に基づき、この吸収分割について反対され、かつ株式買取請求をされる株主は、吸収分割の効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、本公告添付の書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。なお、株式買取請求権は、会社法第 785 条により以下の要件を満たした株主に認められている権利ですが、買取請求権を行使するか否かは株主の任意となっております。
 - 1) 株式買取請求権の行使の対象となる議案
株式買取請求権の行使の対象となる議案は、平成 30 年 8 月 28 日開催の臨時株主総会の第 1 号議案の「吸収分割契約承認の件」であります。
 - 2) 買取請求権を行使できる株主
買取請求権を行使できる株主は、①平成 30 年 8 月 28 日開催の臨時株主総会に先立って反対の通知をし、かつ、当該株主総会において招集通知同封の議決権行使書で第 1 号議案「吸収分割契約承認の件」に反対した株主及び②当該株主総会において議決権行使のできない株主です。
 - 3) 買取請求権の行使期間
買取請求権の行使期間は、吸収分割の効力発生日の 20 日前の日（平成 30 年 9 月 11 日）から吸収分割の効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日）の前日（平成 30 年 9 月 30 日）までとなっております。

4) 買取請求手続き

買取請求権の行使される株主は、本公告添付の書式にて買取請求の意思表示を行ってください。前記買取請求期間内に当社に到達した株主に対してのみ、当社としての買取希望価格を通知いたします。通知した買取希望価格を株主が承諾されれば、その価格で買取ることとなります。また、株式買取請求に際しては、株主様が株式を預託されております証券会社等の口座管理機関に対して、個別株主通知の申出の取次ぎの請求及び株式買取請求に係る株式の下記当社指定口座への振替申請を併せて行ってください。なお、買取は吸収分割の効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日）以降となります。

記

振替先口座（買取口座）管理機関：三井住友信託銀行株式会社
口座名義人：マルマン株式会社
加入者口座コード：002947305714969000030

3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

マルマン株式会社　　：金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
マルマン H&B 株式会社　：確定した最終事業年度はありません。

以上

株式買取請求書

平成 年 月 日

マルマン株式会社 御中

住所

氏名

私は、下記内容の株式を所有する株主ですが、平成 30 年 8 月 28 日開催の臨時株主総会の第 1 号議案「吸収分割契約承認の件」に反対ですので、所有する貴社株式全部を公正な価格でお買取り願いたく、ご請求申し上げます。

種類	株式数	株主番号
普通株式		

以 上